

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 4 日

関東ブロック発注者協議会
建設分科会委員 様

関東ブロック発注者協議会
建設分科会 会長
関東地方整備局 企画部 技術開発調整官

道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（協力要請）

平素より、関東ブロック発注者協議会についてご協力賜りありがとうございます。

標記について、令和 8 年 7 月 9 日付け本省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長より通知がありました。

令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。このため、下記のとおり協力をお願いします。

都県におかれましては、市区町村（政令市除く）への周知も併せてお願いいたします。

記

1. 道路工事（道路に係る占用工事を含む）については、「道路工事現場における標示施設の設置の徹底について」（平成 3 1 年 1 月 1 8 日付け道路局路政課道路利用調整室企画専門官、国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐事務連絡）に基づき、引き続き対応をお願いします。
2. 河川工事（河川に係る占用工事を含む）については、「河川工事等の工事看板の取り扱いについて」（令和 8 年 3 月 3 0 日付け水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通知）に基づき、適切に対応をお願いします。
3. 通知日以降に契約した加速化対策に関する工事を対象とし、標示施設については、「国土強靱化実施中期計画」である旨を明示して下さい。明示に当たっては別添を参考として下さい。

参考：第 1 次国土強靱化実施中期計画

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html

〇〇の工事をしています。
ご協力をお願いします。

（対策又はプロジェクト名等）

〇〇〇〇のため、
〇〇の工事をしています

工事期間：令和〇年〇月〇日まで

きょうじんか
国土強靱化対策工事
（国土強靱化実施中期計画）

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話 **－*****－*****
受注者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 **－*****－*****

(参考)

前回

令和3年6月1日付け関東ブロック発注者協議会建設分科会会長 関東地方整備局企画部技術開発調整官事務連絡

標示施設のイメージ(案)

(別添)

〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間:令和〇年〇月〇日まで	
きょうじんか 国土強靱化対策工事 (5か年加速化対策)	
発注者	国土交通省〇〇地方整備局 □□□□事務所△△出張所 電話 **-*-*-*****
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 **-*-*-*****

今回

令和8年7月14日付け関東ブロック発注者協議会建設分科会会長 関東地方整備局企画部技術開発調整官事務連絡

標示施設のイメージ(案)

(別添)

〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間:令和〇年〇月〇日まで	
きょうじんか 国土強靱化対策工事 (国土強靱化実施中期計画)	
発注者	国土交通省〇〇地方整備局 □□□□事務所△△出張所 電話 **-*-*-*****
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 **-*-*-*****

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 9 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について

標記については、令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画（以下、「実施中期計画」）」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。このため、下記のとおり通知しますので、各現場への周知徹底方、よろしくお願いします。

なお、貴管内の都道府県・市区町村に対しても、地域発注者協議会等を通じて協力要請方、併せてよろしくお願いします。

また、「道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について」（令和 3 年 6 月 1 日付け大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡）は廃止します。

記

1. 道路工事（道路に係る占用工事を含む）については、「道路工事現場における標示施設の設置の徹底について」（平成31年1月18日付け道路局路政課道路利用調整室企画専門官、国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐事務連絡）に基づき、引き続き対応すること。
2. 河川工事（河川に係る占用工事を含む）については、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和8年3月30日付け水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通知）に基づき、適切に対応すること。
3. 通知日以降に契約した実施中期計画に関する工事を対象とし、標示施設については、「国土強靱化実施中期計画」である旨を明示すること。明示に当たっては別添を参考とすること。

〇〇の工事をしています。
ご協力をお願いします。

（対策又はプロジェクト名等）

〇〇〇〇のため、
〇〇の工事をしています

工事期間：令和〇年〇月〇日まで

きょうじんか
国土強靱化対策工事
（国土強靱化実施中期計画）

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話 **－*****－*****
受注者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 **－*****－*****

事務連絡
平成31年1月18日

各地方整備局道路部	}	殿
路政課長		
道路管理課長		
北海道開発局建設部		
建設行政課長補佐		
道路維持課長補佐		
沖縄総合事務局開発建設部		
建設行政課長		
道路管理課長		

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室企画専門官
国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐

道路工事現場における標示施設の設置の徹底について

道路工事現場（占用工事を含む。以下同じ。）における標示施設の設置については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日付け道発第372号道路局長通達、最新改正平成18年3月31日）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付け国道利第38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（平成18年3月31日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡）及び「道路工事現場における標示板の様式について」（平成18年3月31日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡）（以下「通達等」という。）により通知され、「道路工事現場における標示施設の設置の徹底について」（平成27年10月14日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課道路保全企画室課長補佐事務連絡）においても対応の徹底を周知しているところであるが、取組の着実な実施を図るため、下記に留意の上、引き続き対応を徹底されたい。

記

1. 道路工事現場における標示施設における情報の適切な標示

標示施設の設置にあたっては、通達等の趣旨を踏まえ道路利用者が情報を容易に確認できるよう努めるとともに、道路利用者の路上工事に関する満足度の向上に資するよう、適切な運用に努めること。

2. 関係公益事業者への周知の再徹底

占用工事における標示施設の設置について、会議等において関係公益事業者に通達等の趣旨の周知徹底に努めること。

また、日常巡回時等に占用工事での路上工事看板の設置・標示状況を確認し、不適切な事例を発見した場合は、当該公益事業者に対して是正を求めるとともに、地方連絡協議会及び道路工事調整会議の場での報告を求めるなど通達等の適切な運用が図られるよう努めること。

<参考資料>

- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準について
(昭和37年 8 月30日付け道発第372号道路局長通達)
- ・道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について
(平成18年 3 月31日付け国道利第38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達)
- ・道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について
(平成18年 3 月31日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡)
- ・道路工事現場における標示板の様式について
(平成18年 3 月31日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課長補佐事務連絡)
- ・路上工事看板の設置事例
(道路工事現場における標示施設の設置の徹底について（平成27年10月14日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課道路保全企画室課長補佐事務連絡）添付資料)

○道路工事現場における標示施設等の設置基準について

昭和37年 8 月30日 道発第372号
各地方建設局長、北海道開発局長、道
路関係三公団の長、帝都高度交通管
理総裁、各都道府県知事、各指定市長
あて建設省道路局長通知

最近改正 平成18年 3 月31日 国道利第37号 国道国防第205号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

なお、先の「直轄道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和34年 5 月25日 道発第237号 建設省道路局長通達）はこれを廃止し、今後、標記基準により実施することとしたので、御了知ありたい。

別添

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3）工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

- 2 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

（迂回路の標示）

- 3 道路工事のため迂廻路を設ける場合は、当該迂廻路を必要とする時間中、迂廻路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂廻路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

- 4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

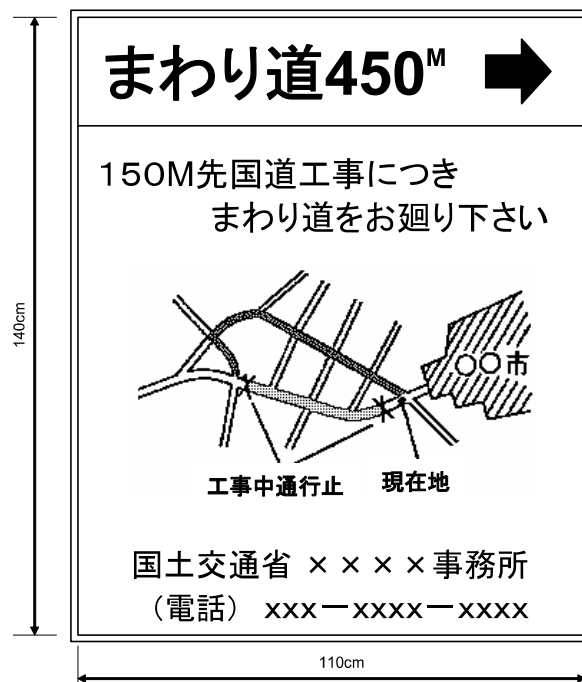
(管理)

- 5 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表様式 1



別表様式 2



別表備考

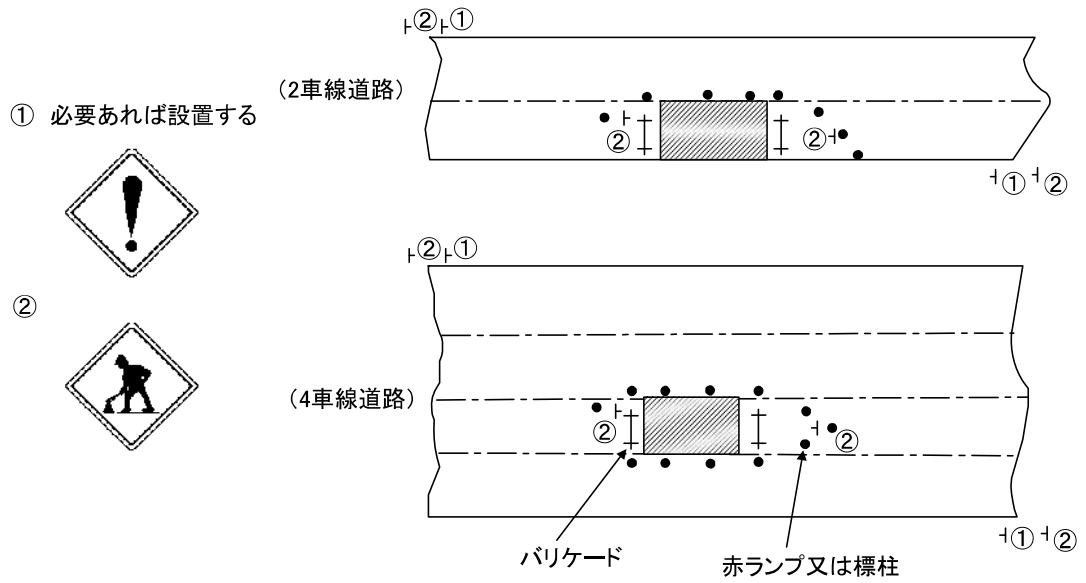
一 様式 1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

二 様式 2

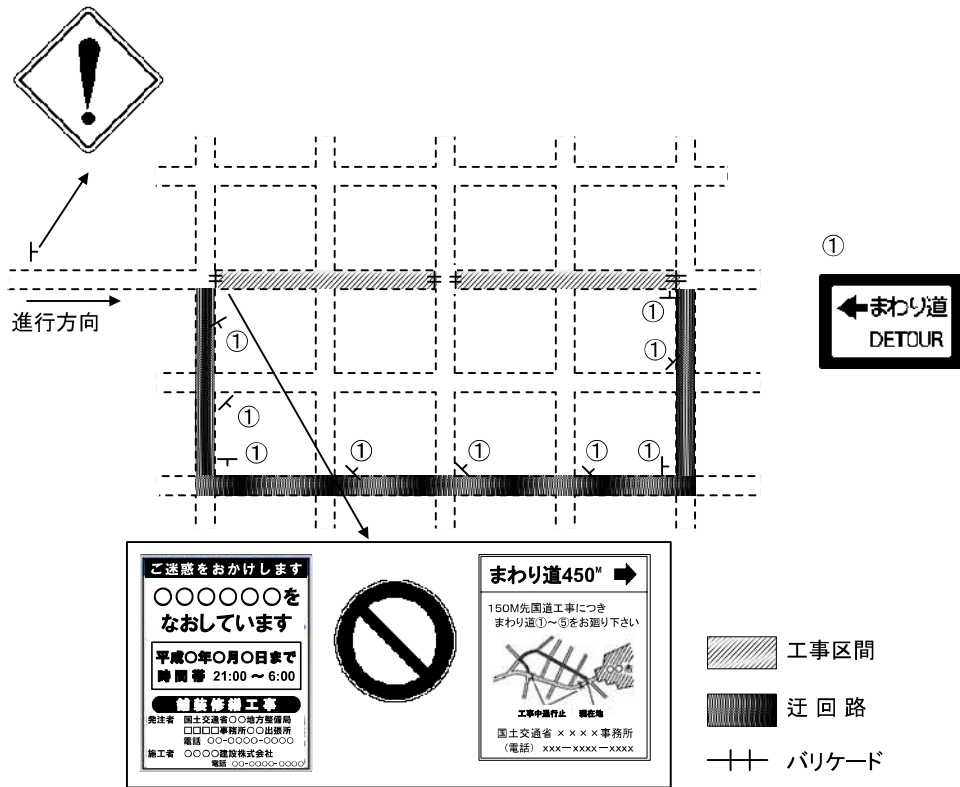
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm とする。

参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例



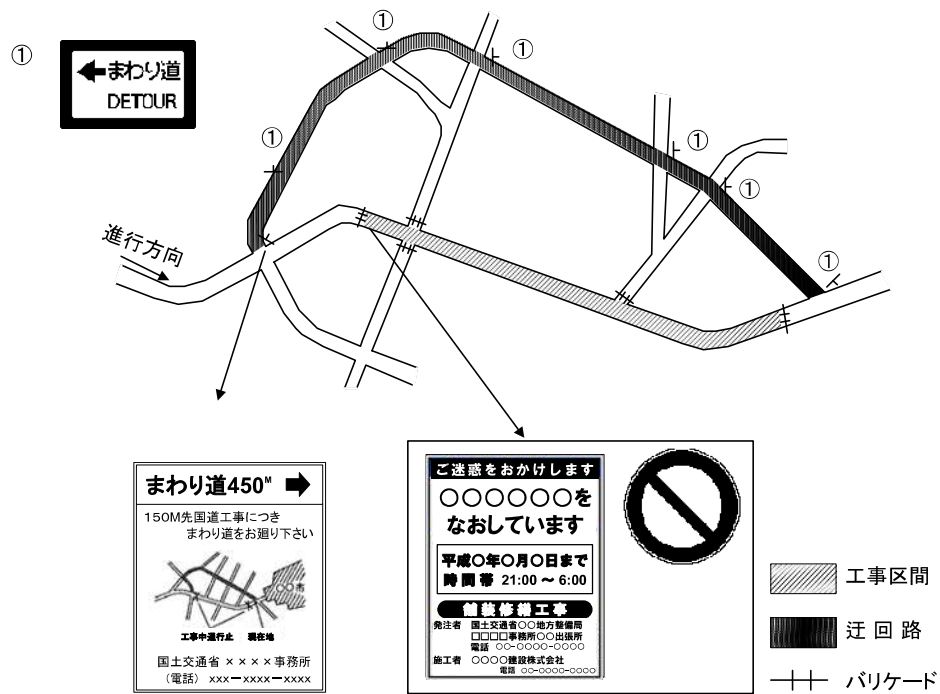
参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)

(進行方向に対する標識の設置例を示す)

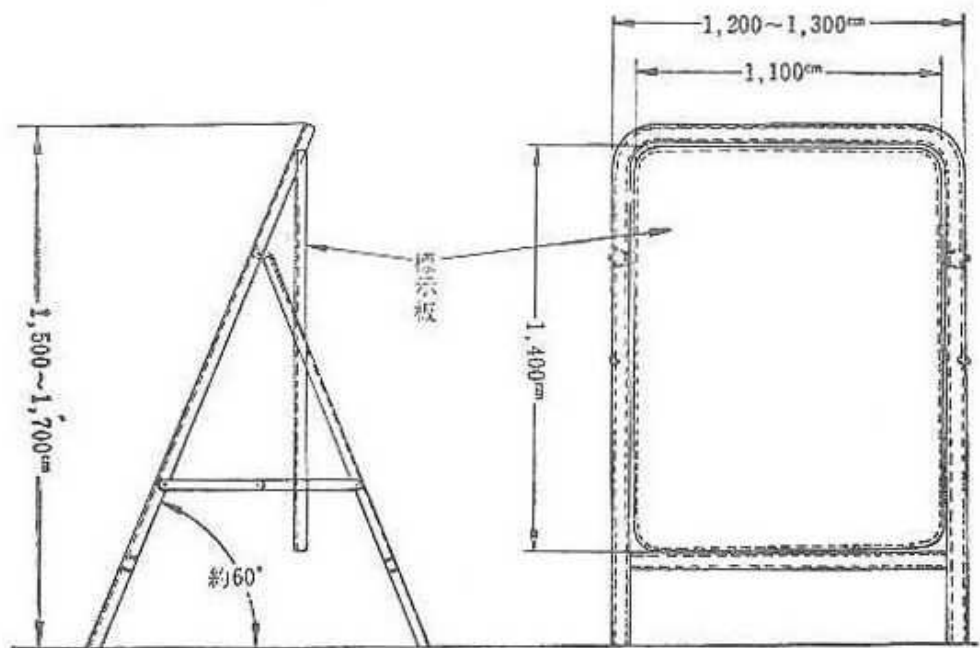


参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



国 道 利 第 3 8 号
国道国防第 2 0 6 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

北海道開発局建設部長
各地方整備局道路部長
沖縄総合事務局開発建設部長 } あて

国 土 交 通 省 道 路 局

路 政 課 長

国 道 ・ 防 災 課 長

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成 1 5 年 1 0 月 7 日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板的設置について下記のとおり定め、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(様式1) 工事情報看板
(道路補修工事)

55cm

平成○年○月○日頃から
○月○日頃まで
○○をなおす工事
を予定しています

道の相談室
http://www.○○-○○○○-○○○○
問合せ番号
○○○○:○○○○

発注者 国土交通省○○地方整備局
○○○○事務所○○○出張所
電話 00-0000-0000
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 00-0000-0000

140cm

(様式2) 工事説明看板
(道路補修工事)

55cm

ご迷惑をおかけします
○○○○を
なおしています
平成○年○月○日まで

道の相談室
http://www.○○-○○○○-○○○○
問合せ番号
○○○○:○○○○

発注者 国土交通省○○地方整備局
○○○○事務所○○○出張所
電話 00-0000-0000
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 00-0000-0000

140cm

(様式3) 工事情報看板
(占用企業工事)

55cm

平成○年○月○日頃から
○月○日頃まで
○○を行なう工事
を予定しています

道の相談室
http://www.○○-○○○○-○○○○
問合せ番号
○○○○:○○○○

発注者 ○○○○株式会社
電話 00-0000-0000
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 00-0000-0000

140cm

(様式4) 工事説明看板
(占用企業工事)

55cm

ご迷惑をおかけします
○○○○を
行なっています
平成○年○月○日まで

道の相談室
http://www.○○-○○○○-○○○○
問合せ番号
○○○○:○○○○

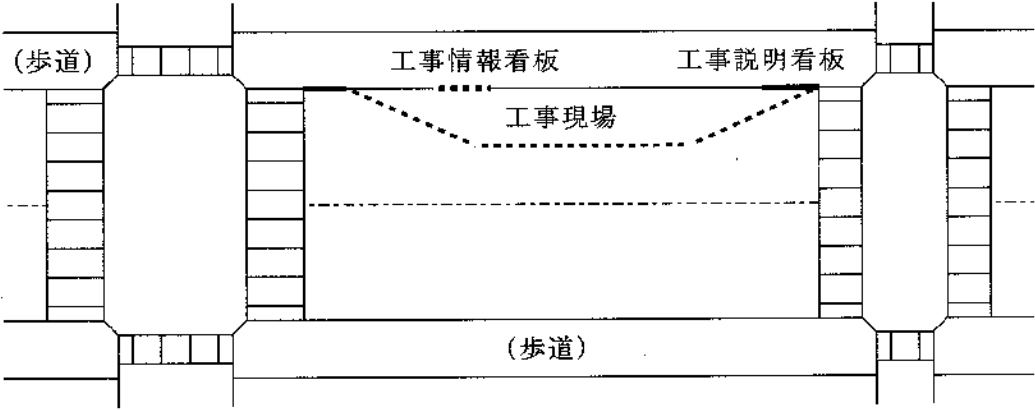
発注者 ○○○○株式会社
電話 00-0000-0000
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 00-0000-0000

140cm

(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示版の設置場所



事務連絡

平成18年3月31日

各地方整備局	道路部	路政課長	}	殿
		道路管理課長		
北海道開発局	建設部	建設行政課長補佐		
		道路維持課長補佐		
沖縄総合事務局	開発建設部	建設行政課長		
		道路管理課長		

道路局 路政課道路利用調整室課長補佐

国道・防災課長補佐

道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について

標記については、平成18年3月31日付け道路局長通達（以下、「通達」と言う。）により通知されたところであるが、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 改正の主旨

今回の改正は、「工事主体」「工事目的」「工事内容」が一目でわかる標示板を導入し、路上工事に関する一層の情報提供の改善を図ることを目的としたものである。

2. 留意事項

(1) 指定区間外国道管理者への周知の徹底について

通達は、「道路法に基づく法定受託事務の処理基準等について」（平成13年2月21日付け道路局長通達）において、「一般国道に係る一定の水準を確保するため都道府県又は指定市等が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」として位置づけられており、指定区間外国道における工事についても通達の対象となることから、貴職におかれては、国道を管理する地方公共団体に対し説明会等を実施すること等により、通達の適切な運用が図られるよう努めること。

(2) 関係公益事業者等への周知の徹底について

道路工事調整会議等において、通達改正の主旨について周知の徹底を図るとともに、関係公益事業者等との十分な調整を図り、通達の適切な運用に努めること。

(3) 工事現場における標示板の設置について

工事現場において、通達における別表様式 1 に示す標示板（以下、「路上工事看板」と言う。）とあわせて設置する標示板（以下、「補助看板」と言う。）の設置にあたっては、路上工事看板が十分視認されるよう留意すること。

また、補助看板の色調等については、路上工事看板と統一が図られるよう努めること。

(4) 路上工事看板における情報の適切な標示について

路上工事看板における情報の標示にあたっては、通達改正の主旨を踏まえ、道路利用者が情報を容易に確認できるよう努めるとともに、道路利用者の路上工事に関する満足度の向上を妨げぬよう、通達の適切な運用に努めること。

(5) 路上工事看板の管理について

通達の 5 にあるように、道路工事現場における標示施設及び防護施設について、通達改正の主旨を踏まえ、道路利用者の路上工事に関する満足度の向上を妨げぬよう、修繕、塗装、清掃等の維持に努めること。

事務連絡

平成18年3月31日

各 地 方 整 備 局	道 路 部	路 政 課 長	}	殿
		道路管理課長		
北 海 道 開 発 局	建 設 部	建設行政課長補佐		
		道路維持課長補佐		
沖 縄 総 合 事 務 局	開 発 建 設 部	建設行政課長		
		道路管理課長		

道路局 路政課道路利用調整室課長補佐

国 道 ・ 防 災 課 長 補 佐

道路工事現場における標示板の様式について

標記について、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（平成18年3月31日付け道路局長通達）における様式1及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付け路政課長、国道・防災課長通達）における様式1から様式4について、詳細の寸法を例示したので参考とされたい。

【参考】 様式(寸法入り)

2cm 110cm 2cm

140cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00 ~ 6:00

舗 装 修 繕 工 事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

12cm 2cm 43cm 35cm 11cm 35cm 2cm

2cm 114cm 2cm

140cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
行っています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00 ~ 6:00

電 気 工 事

発注者 〇〇〇〇水道局
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

12cm 2cm 43cm 35cm 11cm 35cm 2cm

【参考】 様式(寸法入り)

56cm

140cm

76cm

76cm

36cm

20cm

ご迷惑をおかけします

平成〇年〇月〇日まで

なおしています

〇〇〇〇〇〇を

道の相談室

TEL: // www. ...

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

問合せ番号

〇〇〇〇:〇〇〇〇

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
〇〇〇〇事務所〇〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

56cm

140cm

85cm

35cm

20cm

平成〇年〇月〇日頃から
〇月〇日頃まで

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇をなおす工事

を予定しています

道の相談室

TEL: // www. ...

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

問合せ番号

〇〇〇〇:〇〇〇〇

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
〇〇〇〇事務所〇〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

路上工事看板の設置事例 (1 / 4)

H18.3.31 道路局長通達

(道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について)

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事(道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。)現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

- 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。
なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

※別表様式1

114cm

146cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00 ~ 6:00

舗装修繕工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

通達に沿った対応が出来ていない事例



※ドライバーへの情報提供が目的の看板がドライバーに見えない配置となっている

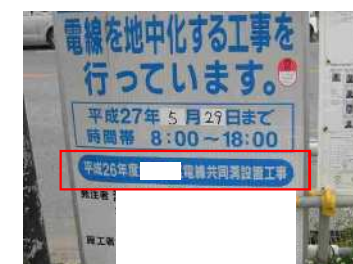


※工事内容が長文でわかりにくい



※工事の終了期間を標示する部分に工事発注工期が標示されている

※維持作業、清掃作業など同一箇所での短期間の作業は設置の必要性を個々に判断



※工事種別を標示する部分に発注工事名が標示されている

<記載例>

舗装修繕工事、舗装工事、歩道工事、道路維持工事、電線共同溝工事、橋梁補強工事、電気工事、電話工事、ガス工事、水道工事 など

路上工事看板の設置事例（2／4）

H18.3.31 路政課長、国道・防災課長通達 (道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について)

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言（「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

1 工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

通達に沿った対応が出来ていない事例



※歩行者向けの情報看板であるが、ドライバーから見えるように設置されている。（ドライバーへは工事中看板で情報提供）



※歩道と車道を分離するガードレールなどに建築限界を守って歩行者に見えるように（ドライバーからは見えないように）堅固に設置する

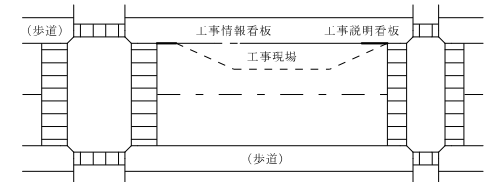
※様式1
工事情報看板



※様式2
工事説明看板



※図1
標示板の設置場所



H18.3.31 路政課長、国道・防災課長通達
(道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について)

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

また、この場合、当該看板については、占有物件の設置等の工事のための一時占有として取り扱い、別個の占有としては取り扱わないものとする。

※様式4
工事説明看板



ご迷惑をおかけします

**舗装工事を
行っています**

平成 27年 7月31日まで

時間帯 昼間 9:00~18:00
夜間 21:00~ 6:00

東京都目黒区 目黒区目黒

施工者

※工事種別を標示する部分に発注工事名が標示されている



※工事種別を標示する部分に発注工事名が標示されている

- ・電柱の撤去を行っています
- ・電気通信ケーブルの敷設を行っています
- ・ガス管の新設を行っています
- ・ガス管の点検・修理を行っています
- ・緊急で水道管の水漏れを直しています
- ・水道管の取替を行っています
- ・下水道管の耐震化を行っています など

路上工事看板の設置事例（４／４）

H18.3.31 路政課長補佐、国道・防災課長補佐 事務連絡 (道路工事現場における標示板の様式について)

標記について、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(平成18年3月31日付け道路局長通達)における様式1及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日付け路政課長、国道・防災課長通達)における様式1から様式4について、詳細の寸法を例示したので参考とされたい。



通達に沿った対応が出来ていない事例



※工事中看板が、事務連絡の寸法と大きく異なり、歩行者用の「工事情報看板」や「工事説明看板」と混同する形状となっている

⇒事務連絡で示している形状と合わせることが望ましい
ただし、施工ヤード等の問題等でサイズ変更が必要な場合はこの限りでは無い。

※工事種別を標示する部分に発注工事名が標示されている

国 水 環 第 218 号
国 水 治 第 208 号
国 水 保 第 156 号
国 水 海 第 78 号
令和 8 年 3 月 30 日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

治 水 課 長

保 全 課 長

海 岸 室 長

(公 印 省 略)

河川工事等の工事看板の取扱いについて

標記については、令和 3 年 5 月 27 日付け国水環第 26 号・国水治第 22 号・国水保第 8 号・国水海第 10 号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」により通知したところです。

先般、令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画（以下、「実施中期計画」）」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。

このため、実施中期計画の取組が推進されるよう、別添のとおり工事看板の記載例を更新しましたので、貴管内各現場への周知徹底をお願いします。

適用については、本通知以降に着手する工事を対象とし、予算区分や工事内容等により適宜記載内容に反映するものとする。

なお、令和 3 年 5 月 27 日付け国水環第 26 号・国水治第 22 号・国水保第 8 号・国水海第 10 号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。

別添: 工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	河川の流れを良くするため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修(更新)しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化(自動化・遠隔化)を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐため、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います

※なお、すでに運用している記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
緊急治水対策プロ ジェクト関係工事	〇〇川緊急治水対策プロジェクト
防災・減災対策に資 する工事 (総力戦で挑む防災・ 減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災
「第1次国土強靱化実 施中期計画」に基づく 工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事(国土強靱化実施中期計画)
「第1次国土強靱化実 施中期計画」に基づく 工事(砂防関係工事)	いのち、くらし、産業・なりわいをまもる土砂災害対策 国土強靱化対策工事(国土強靱化実施中期計画)

別添：看板のイメージ(※)

洪水被害を防ぐため、土砂を撤去して
います

〇〇水系流域治水プロジェクト
いのちとくらしをまもる防災減災

きょうじんか

国土強靱化対策工事
(国土強靱化実施中期計画)

工 事 の 期 間

令和〇年〇月〇日まで

〇〇地区〇〇掘削工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。